|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 限度額設定型貿易保険運用規程平成15年4月1日　03-制度-00019沿革　平成16年１月５日　一部改正平成16年11月１日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年3月20日　一部改正平成19年２月16日　一部改正平成20年３月21日　一部改正平成21年９月29日　一部改正平成21年12月24日　一部改正第１条～第３条　（略）（保険料）第４条　保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成１６年７月２日　04-制度-00034）に基づき算出された額とする。２　保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。３　約款第22条第６項に規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日以降とする。ただし、日本貿易保険が認める場合は、この限りではない。第５条～第６条　（略）（免責）第７条　約款第９条第１号チに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。一　原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの。二　水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が１５億円超のもの。第８条～第21条　（略） 附　則この改正は、平成22年１月１日から実施する。 | 限度額設定型貿易保険運用規程平成15年4月1日　03-制度-00019沿革　平成16年１月５日　一部改正平成16年11月１日　一部改正平成17年３月29日　一部改正平成17年９月16日　一部改正平成18年3月20日　一部改正平成19年２月16日　一部改正平成20年３月21日　一部改正平成21年９月29日　一部改正第１条～第３条　（略）（保険料）第４条　保険契約を締結又は保険金支払限度額を増額した場合の保険契約者が納付すべき保険料の額は、「貿易保険の保険料率等に関する規程」（平成１６年７月２日　04-制度-00034）に基づき算出された額とする。２　保険契約者は、前項の保険料を、保険契約時又は保険金支払限度額の増額時に一括して納付するものとする。ただし、保険料の額がそれぞれ3,000円に満たないときは、保険契約者が納付すべき保険料はそれぞれ3,000円とする。３　約款第22条第６項から第８項までに規定する保険料返還の時期は、保険関係の成立した輸出契約等の決済期限のうち最も遅いものから45日を経過した日又は保険関係成立期間終了日のいずれか遅い日以降とする。第５条～第６条　（略）（免責）第７条　約款第９条第１号リに規定する日本貿易保険が別に定める要件は、次の各号のとおりとする。一　「海外商社名簿について」（平成13年４月１日　01-制度-00063）第１条に基づき作成された海外商社名簿に登録された輸出契約等の相手方の格付がＥＣ格、ＳＣ格、ＰＮ格、ＰＵ格若しくはＰＴ格に格付けされているもの又は事故管理区分であるもの。二　原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するもの。三　水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出及び仲介貿易に該当するものであって、契約金額が１５億円超のもの。第８条～第21条　（略）　  |  |